

◎新潟県告示第368号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成25年3月15日

新潟県上越地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 上越新井線及び新井停車場線
- 2 道路の位置
妙高市栄町441番3から同市上町540番2まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 妙高市長
所在 妙高市栄町5番1
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
水路の内空及びせき板の維持管理
- 5 管理の期間
平成24年9月13日から当該施設の存続する日まで